

## 資 料

近年の教員養成改革の動向と「教職センター」の在り方  
— 静岡産業大学における「教職センター」の基本構想 —

### Current Trend of the Teacher Education Reform and Function of Center for Teacher Development

: Fundamental Principles of SSU Center for Teacher Development

浅羽 浩\*・中西 健一郎\*\*・佐藤 知条\*\*\*  
ASABA Hiroshi, NAKANISHI Kenichiro, & SATO Chihiro

#### 要約

教員の資質向上が我が国の重要な課題となっている。国の各種審議会において、教員の資質向上、教員養成の質保証の観点から、大学における教員養成の在り方に関する提言が重ねて行なわれており、これらを踏まえて、教育公務員特例法の一部改正による「教員育成協議会の設置」、教育職員免許法の一部改正による「教職課程の再課程申請」、独立行政法人教員研修センター法の一部改正による「独立行政法人教職員支援機構の設置」等の改革が推進されている。

また、教職課程の設置認定を受けている各大学においては、大学全体として組織的・計画的に教員養成を行い、その質保証に努めるために「教職センター」を設置することが中央教育審議会において提言されている。

この小論は、こうした状況を踏まえ、静岡産業大学において「教職センター」が果たすべき機能や課題等を整理し、その基本的な在り方について提言するものである。

キーワード：教員養成改革 質保証 教職センター 自己評価 第三者評価

- I. はじめに
- II. 近年の教員養成改革の動向
- III. 実地視察における評価の視点と本学における教職課程運営の現状
- IV. 他大学における教職センターの設置・運用状況
- V. 本学における教職センターの基本構想
- VI. 今後の課題
- VII. おわりに

---

\* 本学特任教授

\*\* 本学教授

\*\*\* 本学准教授

## I. はじめに

2019年4月、学長より、教職研究・企画機構のタスクとして、近々設置予定の新学部に附置する「教職センター」の在り方について検討することが示された<sup>1)</sup>。

2020年4月、本学は、文部科学省に「スポーツ科学部」の設置届出を行い、6月30日、文部科学省より2021年4月に同学部が設置されることが公表された。

本小論は、文献調査や関係者へのインタビュー調査等により、近年のわが国の教員の質保証に向けた取組を整理するとともに、本学としての「教職センター」設置の基本構想について整理したものである。

### 1. 本学における教職課程の現状及び学部改組による教職課程の設置計画等

- (1) 教職課程の現状及び学部改組による教職課程の設置計画  
経営学部及び情報学部においては、中学校

保健体育、高等学校公民・商業・情報・保健体育の教職課程の設置認定を受けているが、これらの教職課程については、2016年11月の教育職員免許法改正に伴う教職課程の再課程申請を行わなかったため、2018年度入学生が卒業した段階で教員養成を終了することになる。

一方、スポーツ科学部に設置予定の教職課程は、新教育職員免許法（2019年4月施行）に基づくものであり、それに従った2020年度以降数年間の教職課程の推移及び設置計画等を整理すると下記のとおりである。

- (2) 玉川大学との連携による「小学校教員養成特別プログラム」と学部改組

本学では、2015年度より、小学校教員養成需要増大等を踏まえ、玉川大学との連携により「小学校教員養成特別プログラム」の運用を開始した。このプログラムは、中学校一種免許状取得見込みであり、「教職への意思が

2020年4月 経営学部 3年次生・4年次生

経営学科	高等学校教諭一種 公民・商業
スポーツ経営学科	中学校教諭一種・高等学校教諭一種 保健体育 小学校教諭二種 <sup>2)</sup>

情報学部 3年次生・4年次生

情報デザイン学科	高等学校教諭一種 情報
----------	-------------

2021年4月 経営学部 4年次生

経営学科	高等学校教諭一種 公民・商業
スポーツ経営学科	中学校教諭一種・高等学校教諭一種 保健体育 小学校教諭二種

情報学部 4年次生

情報デザイン学科	高等学校教諭一種 情報
スポーツ科学部	スポーツ科学科設置（予定） 1年次生
中学校教諭一種	保健体育（予定）
高等学校教諭一種	保健体育（予定）

2022年3月 旧教育職員免許法による教職課程（公民・商業・保健体育・情報）の終了（予定）

<sup>1)</sup> 教職研究・企画機構  
全学的な取組により教員養成を推進するための組織である「教職センター」の在り方を研究するための本学の学内機関であり、機構長を置き、

他に2名のメンバーで構成される。2020年4月、静岡産業大学に教職センター長が置かれ、稼働に向けた準備が行われている。

強固である」「成績良好である」等の要件を満たす学生が、所定の単位を修得することにより、小学校教諭二種免許状を取得することが出来るものである。

### (3) その他関連する事項

現在、経営学部スポーツ経営学科に保育士養成課程が設置されている。今後、学部改組に伴い、その運用の在り方が課題となっている。

## II. 近年の教員養成改革の動向

教員の資質向上は、かねてより我が国の重要な課題となっている。

これまで、国の各種審議会において、重ねて、教員の資質向上、教員養成の質保証の観点から、大学における教員養成の在り方に関する提言が行なわれており、提言を踏まえて、教育公務員特例法の一部改正による「教員養成協議会の設置」、教育職員免許法の一部改正による「教職課程の再課程申請」、独立行政法人教員研修センター法の一部改正による「独立行政法人教職員支援機構の設置」等の改革が推進されている。

教職課程は、文部科学大臣より大学が設置の認定を受けるものであり、教職課程の設置認定を受けた大学は、養成する教員の質保証に向けて、大学全体として組織的・計画的に不断的努力をすることが義務付けられている。そして、大学が組織的・計画的に教員養成を行うために、その実施主体として、「教職センター」を設置することが求められている。

II では、教育職員養成審議会・中央教育審議会の答申の中から、教職課程の設置認定を受けた大学が、大学全体として組織的・計画的に教員養成に当たることの必要性・重要性について言及した答申を取り上げ、審議の経過や提言の要旨等を整理する。

### 1 中央教育審議会答申等に見る文部科学省の基本的な考え方

(1) 1997年7月 教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善の方策について（第一次答申）」

教員に求められる資質能力とは何か、教員に求められる資質能力を育成するために教育課程をいかに編成するか等について答申したものであるとして広く知られており、「いつの時代も教員に求められる資質能力」及び「今後特に教員に求められる具体的資質能力」は、今日に至るまで、教員養成・採用・研修において指針として用いられている。

この答申では、教員に求められる資質能力は、大学においてだけでなく、採用後の実務経験や研修等のあらゆる機会をとおして育成されるものであることを押さえつつ、養成段階である大学の教育課程の重要性を強調している。

また、必修部分を超える多様な実習機会を確保するなどして教育実習の充実を図るとともに、教育内容の一貫性等を確保するために、「各大学は、(中略) 総合的視点に立って特色ある教員養成を進める観点から、各授業科目に関する内容調整や情報交換を促す、例えば「教員養成カリキュラム委員会」といった仕組みを適切に整備する必要がある」としている。授業者が各々の判断で担当科目のシラバスを作成すると、自ずと科目間の重複や欠落が生じる恐れがある。また、教員養成の質保証に努めるためには、教員間の情報交換や調整、更には協議が常に求められる。(下線部は筆者による。以下同じ)

こうしたことから、「各大学においてシラバスの作成、授業科目の内容の調整、教育学系教員・心理学系教員等によるリレー講義等の企画・実施、学校や教育委員会等との連携など、カリキュラムの改善を促すため、(中略)「教員養成カリキュラム委員会」を積極的に活用する必要がある。」とも述べている<sup>3)</sup>。

答申の要旨を整理すると次のとおり(以下、「まとめ」と記す)である。

2) 玉川大学教育学部教育学科通信教育課程との協定により、2015年4月から開始した小学校教員養成特別プログラムにより取得する教員免許

3) 中央教育審議会答申(1997)  
2 教員養成カリキュラムの改善 2. 教職課程の教育内容の改善 (3) 具体的改善方向

(まとめ)

- ① 教員の資質能力向上において、大学の教職課程は重要である。
- ② 具体的には、シラバスの作成、授業科目の内容の調整、教育学系教員・心理学系教員等によるリレー講義等の企画・実施、学校や教育委員会等との連携など、カリキュラムの改善が必要である。
- ③ ②を促すために「教員養成カリキュラム委員会」等を積極的に活用する必要がある。

(2) 2006年7月 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」この答申の柱は、専門職大学院及び教員免許更新制の在り方を提言することであったが、このほか、教職課程の質的水準の向上を図る施策についても幅広く言及している。

例えば、「1 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方」の「4. 教員養成・免許制度の現状と課題」において、次のような課題を指摘している。

「2 教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするものであるという認識が、必ずしも大学の教員の間に共有されていないため、実際の科目の設定に当たり、免許法に定める「教科に関する科目」や「教職に関する科目」の趣旨が十分理解されておらず、講義概要の作成が十分でなかったり、科目間の内容の整合性・連続性が図られていないなど、教職課程の組織編成やカリキュラム編成が、必ずしも十分整備されていないこと」

こうした現状を踏まえ、「5. 教員養成・免許制度の改革の方向」において、今後の方向性を二つ示している。

- 1 大学の教職課程を、教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものへ
  - 2 教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものへ
- そして、1について、「我が国の教員養成システムが大学の教員養成の機能に期待して制度が構築されているこ

とに鑑みれば、教職課程の認定を受けている大学(以下「課程認定大学」という。)は教員養成を自らの主要な任務として強く自覚する必要がある、教員として必要な資質能力を身に付けた学生を送り出すべく、質の高い教育活動を行うことは、課程認定大学としての当然の責務である。(中略) 課程認定大学は、大学教育における教員養成の重要性を改めて認識し、教職課程の改善・充実等に積極的に取り組むことが必要である。

具体的には、各課程認定大学は自らが養成する教員像を明確に示し、その実現に向けて、体系的・計画的にカリキュラムを編成するとともに、必要な組織編成を行うなど、大学全体として組織的な指導体制を確立することが重要である。(中略) 一方、教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実等、教職課程の質の維持・向上を図るための方策を講ずることも必要である。」

また、「2教員養成・免許制度の改革の具体的方策」の「1. 教職課程の質的水準の向上(1) 基本的な考え方—大学における組織的指導体制の整備—」において、「大学の学部段階の教職課程が、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとなるためには、何よりも大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組が重要である。今後は、課程認定大学のすべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、各大学の教員養成に対する理念等に基づき指導を行うことにより、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要である。」

「教員養成については、これまで、課程認定大学の一部の担当教員のみが教員養成に携わり、特に教科に関する科目の担当教員の教員養成に対する意識が低いなど、全学的な指導体制の構築という点で、課題が少なくなかった。今後は、すべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、各大学の教員養成に対する理念や基本方針に基づき指導を行うことにより、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要である。」とし、「大学としての組織的な指導体制を整備」するこ

とが急務であることを繰り返し述べている。

教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、課程認定大学において「教員養成カリキュラム委員会」を設置することが必要であることは、上述のように、1997年の教育職員養成審議会第一次答申で提案されていたが、「組織的な指導体制」の具体的な在り方として、「(5) 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化」において、次のように、全学的な体制を構築するため、「教員養成カリキュラム委員会」の機能の充実・強化を求めている。

「教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。また、学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要である。」

「教員養成カリキュラム委員会については、今後は、教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習（仮称）の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力など、大学全体として教職課程を責任を持って運営していく上での中心的役割を担う機関として、その機能の充実・強化を図ることが必要である。」

「このため、各大学の判断により、全学的に教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員の参画を得て運営することや、教育委員会との人事交流により教職経験者を配置すること、あるいは委員会の活動を支える事務組織の充実を図ることなどの工夫により、その機能の充実・強化を図ることについて検討する必要がある。また、委員会の名称の在り方（例えば、教職課程運営本部等）についても、各大学において適切に検討することが必要である。」

（まとめ）

- ① 大学全体として組織的な指導体制を確立することが重要である。
- ② 「教員養成カリキュラム委員会」の機能は次のとおり（例示）である。
  - ・教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善
  - ・教職実践演習（仮称）の実施と評価
  - ・教職指導の企画・立案・実施
  - ・教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力 など
- ③ 委員会が組織として備えるべき要件を次のとおり示している。
  - ・教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員の参画を得て運営する。
  - ・教育委員会との人事交流により教職経験者を配置する。
  - ・委員会の活動を支える事務組織の充実を図る。
  - ・名称は、各大学において適切に検討する。

- (3) 2012年8月 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上策について（答申）」

この答申では、グローバル化や情報化など社会の急速な進展の中で人材育成像が変化しており、21世紀を生き抜くための力を育成するため、思考力・判断力・表現力等の育成など新たな学びに対応した指導力を身に付けることが必要であることや、学校現場におけるいじめ・不登校等の諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要であるとの課題意識のもとに、改革の方向性として、教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を継続的に支援する仕組みの構築（「学び続ける教員像」の確立）が必要であるとしている<sup>4)</sup>。

そして、「Ⅲ. 当面の改善方策 ～教育委員

4) 中央教育審議会答申(2012) pp.1～3

会・学校と大学の連携・協働による高度化」の「1. 基本的考え方」において、「○ 大学における教員養成について、教育委員会、学校関係者からの信頼をより一層確立するため、課程認定大学は、教育委員会・学校との連携・協働をこれまで以上に深め、下記の改革に積極的に取り組む。」としている<sup>5)</sup>。

また、「2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策」において、「(学部における教員養成の充実) ○ 教科と教職の架橋の推進、全学的な体制の整備、個性化・機能別分化の推進、質保証の改革により、必要な資質能力の育成を徹底する。」としている<sup>6)</sup>。

なお、(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実 ①教員養成カリキュラムの改善において、

次のような具体的な提言をしている。

「○ 教科に関する科目については、学校教育の教科内容を踏まえて、授業内容を構成することが重要である。そこで、例えば、「教科に関する科目」担当教員と「教職に関する科目」担当教員とが共同で授業を行うなど、教科と教職の架橋を推進するなどの取組が求められる。併せて、教科教育学の更なる改善も必要である。特に、教員養成系以外の課程における教科に関する科目については、全学的組織である教員養成カリキュラム委員会等の組織を活用し、担当教員に対し、教職課程の科目であることを意識して展開することを徹底することが必要である。」

「○ 学校ボランティアや学校支援地域本部、児童館等での活動など、教育実習以外にも一定期間学校現場等での体験機会の充実を図る。その際、特にいじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応について理解を深める活動を重点的に行うことも考えられる。また、教員を強く志望する者に対し、学校への長期インターンシップなどの実施も考えられる。」等の提言をしている。

さらに、②組織体制において、「○ 教員養成の質を全学的に高めるため、一部の総合大学では「教職センター」等の全学的な体制を整備し、教員養成カリキュラムの改善等に積極的に取り組んでいる。こうした取組は、総合大学の有する資源・機能の教員養成に対する活用、教育学部の有する資源・機能の全学的活用等の観点からも極めて有効であり、多くの大学で同様の取組を推進することが必要である。」としている<sup>7)</sup>。

(まとめ)

1 すべての教職課程認定学部において、「教職センター」等の全学的な体制を整備し、教科と教職の架橋の機能を果たすとともに、教員養成カリキュラム等の改善等に取り組むことが必要である。

2 教育委員会、学校、地域等と連携を図りながら、学校ボランティアや学校支援地域本部、児童館等での活動など、教育実習以外にも一定期間学校現場等での体験機会の充実を図ることが重要である。

(4) 2015年12月 中央教育審議会「これから  
の学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」

この答申では、「新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教員の資質能力向上は我が国の最重要課題であり、世界の潮流でもある。」との課題意識のもとに、大学に対して、養成する教員の質保証システムの整備を求め、「教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。」等の提言をしている<sup>8)</sup>。

このほかの提言を含め、主な提言を整理すると次のとおりである。

5) 中央教育審議会答申(2012) p.13

6) 中央教育審議会答申(2012) p.14

7) 中央教育審議会答申(2012) pp.14～15

8) 中央教育審議会答申(2015) p.35

(まとめ)

- ・教員の資質能力向上は我が国の最重要課題であり、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。
- ・教職課程のPDCAサイクルが適切に機能するように自己点検・評価の実施を制度化する。
- ・教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ・国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的な内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会等が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。
- ・大学は、教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する<sup>9)</sup>。

教職課程の認定を受けた大学が、全学的に教職課程を統括する組織を設置し、教員養成の質向上を実現するため、自ら主体的に自己点検・自己評価を実施するシステムを構築することを努力義務化することが適当であるとしていることに十分留意したい。さらに、その上で、注目すべきは、第三者評価に言及していることである。

教職課程の第三者評価については、東京学芸大学が2010年から学部レベルでの認証評価の在り方についての開発研究を行い、その研究成果を教員養成評価機構に引き継いでいる。文部科学省は、2018年度に、学部段階の教員養成の認証評価の在り方を検討するため、教員養成評価機構・大学基準協会・全国

私立大学教職課程協会の3つの団体に研究を委託している。このように、今後、学部段階の教職課程の第三者評価や大学間での相互評価への対応が現実的な課題となることから、教職課程を全学的に組織的・計画的に運営していくことが喫緊の課題であることに十分留意する必要がある<sup>10),11)</sup>。

なお、教職大学院においては、不断の検証・改善システムを構築し、優れた教員養成の質の保証を図ることが求められており、学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条に基づき、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について文部科学大臣から認証を受けた認証評価機関により5年ごとに第三者評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

以上、1997年7月の教育職員養成審議会答申から、2015年12月の中央教育審議会答申までを概観したが、文部科学省の一貫した考え方は次のとおりであることが分かる。

- ◎教職課程の運営や教職指導を、全学的に責任を持って行う体制を構築すべきである。
- ◎大学が自ら、法令や教職課程認定基準に照らしながら教職課程を適切に運営することは、教員養成を担う大学の当然の責務であり、社会に対する最低限の約束であることを、すべての課程認定大学が十分に認識することが必要である。

### Ⅲ. 実地視察における評価の視点と本学における教職課程運営の現状

教員養成の質保証の観点から、教職課程の認定を受けた大学において、認定時の課程の水準が維持され、またその向上に努めているかを確認するために、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会による実地視察を実施している。

<sup>9)</sup> 中央教育審議会答申(2015) pp.35～37

<sup>10)</sup> 牛渡 淳(2019) pp.3～10

<sup>11)</sup> 八尾坂 修(2019) pp.46～51による

実地視察は、「教職課程認定大学実地視察規程」(平成13年7月19日教員養成部会決定)の規定を踏まえ、「教職課程認定基準及び教職課程認定審査の確認事項に基づき」、「当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する」ものであり、教員養成に対する理念、設置の趣旨等、教育課程及び履修方法、教員組織、施設・設備(図書等を含む)、教育実習の実施計画、教育実習校等、学則、学生の教員への就職状況等について確認が行われている<sup>12)</sup>。

ここでは、実地視察における評価の視点を確認するが、その意図は二つある。

一つは、IIで触れた国の各種審議会答申に見られる指摘を再確認することができると思われることである。

二つ目は、実地視察における評価の視点を踏まえて、本学の教職課程運営の在り方を自己評価することである。

全国私立大学教職課程協会加盟大学における実地視察報告によると、近年の実地視察において、重視されている評価の視点は1-1、2-1、3-1、4-1、5-1に記したとおりである<sup>13)</sup>。なお、実地視察は、教員養成の水準の維持・向上をねらいとしていることから、教職課程が認可された時点ではなく、実地視察を行う時点での基準で評価が行われることに十分留意する必要がある。2018(平成30)年度の実地視察報告書においても、「教職課程の改善を不断に行うことにより、質的水準の維持と向上を図っていくことを期待する」としている<sup>14)</sup>。

### 1-1 教職課程の実施・指導体制(全学組織等)

- (1) 教員養成に対する理念・構想が明確に示されているか。
- (2) 教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制(「教員養成カリキュラム委員会」等の全学的組織の設置と機能

の充実)がなされているか。

- (3) 教職課程の運営について、「教科に関する科目」を担当する専任教員の参加が十分に行われているか。

### 1-2 本学の現状と課題

1-1で示した視点で、現在の本学における取組を評価すると次のとおりである。

- (1) 教員養成に対する理念・構想については、教育職員免許法施行規則第22条の6の定めに従い、大学HPで公開している。
- (2) 教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制の整備は、今後の課題である。文部科学省から教職課程認可を受け、責任ある運営が求められることから、「教職課程センター」(仮称)を設置することが求められる。
- (3) 教職委員会における「教科に関する科目」を担当する専任教員の配置は、従前と比較して改善されつつある。大学・学部を運営する責任者が、その必要性を深く理解することが重要である。

### 2-1 学生への教職指導の取組状況及び体制

- (1) 教職指導は、学生が教職についての理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、大学が計画的・組織的に行っていく必要があるが、「教職支援センター等」を設置し、全学的に学生への指導体制を構築しているか。担当教員が個別に対応しているということはないか。

### 2-2 本学の現状と課題

- (1) 「教職センター」が担う業務を一部の教員が個別に担っている。

<sup>12)</sup> 「教職課程認定大学実地視察規程」2実地視察方法 矢澤 雅(2016) pp.11～20

田中 秀佳(2018) pp.49～57

<sup>13)</sup> 赤松伸一(2015) pp.37～43

<sup>14)</sup> 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会 「平成30年度教職課程認定大学等実地視察について」(2019) 3 まとめ



### 3-1 教育実習の取組状況

- (1) 教育実習校の選定にあたり、母校実習を原則とし、大学等として、実習校の確保を行っていないということはないか。
- (2) やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合、実習先の学校と連携して、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めているか。

### 3-2 本学の現状と課題

- (1) 本学では、一部の学生を除き、母校で実習する学生が多い。母校で実習を行うことには課題と良さの両面があるが、現状では、良さを評価している<sup>15)</sup>。
- (2) 県外を含め遠隔地の中学校・高等学校で教育実習を行う場合でも、原則として、すべての学生を対象に訪問指導を実施し、授業後省察の時間を持つなどきめ細かな指導を行なっている。

### 4-1 施設・設備（図書を含む）の状況

- (1) 教員養成に必要な施設・設備・教育機器等は学生数の規模に応じて整備されているか。
- (2) 図書についても、教職を志す学生が適切な教育を受けられるよう、十分に整備されているか。

### 4-2 本学の現状と課題

- (1) 必要な施設・設備・教育機器等は概ね整備されている。未整備の施設については、地元市の協力を得て、教育活動に支障がないよう努めている。
- (2) 保健体育・特別支援教育に関する図書は概ね整備されているが、今後、継続して、

その充実に努める必要がある。教職に関する図書は、今後更に充実する必要がある。

### 5-1 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- (1) 学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、地元教育委員会や学校との連携・協働に努めているか。

### 5-2 本学の現状と課題

教員養成学部でないため活動への参加を必須とすることが困難であることや、多くの学生がスポーツ系部活動に加入しており、活動時間を確保する上で制約がある等の本学固有の課題があるが、教職への理解を深めると同時に自己の教職への適性等を把握する意味でも有意義であることから、機会あるごとに参加を奨励している。

参加している学生は必ずしも多くはないが、次のような体験活動（いずれも毎年参加実績あり）に参加している。

- ・磐田市立磐田南小学校（学習支援ボランティア）
- ・磐田市立城山中学校（学習支援ボランティア）
- ・磐田市立磐田南部中学校（学習支援ボランティア）
- ・磐田市内外国人生徒（学習支援ボランティア）
- ・静岡県立青年の家（野外活動支援ボランティア）
- ・大学生等による部活動支援ボランティア（県内中高等学校）
- ・就学援助を受けている生徒（学習支援ボラ

<sup>15)</sup> 中央教育審議会答申（2006）

1. 教職課程の質的水準の向上(3)教育実習の改善・充実において、「いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」としているが、「学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校

で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。」とも述べており、母校実習の良さにも言及している。

ンティア)

- ・通学合宿運営支援ボランティア (磐田市内) など

#### IV. 他大学における教職センターの設置・運用状況

##### 1. 全国の私立大学における教職センター設置状況等

帝京大学教職課程センターでは、全国の私立大学における教職センターの現状と課題を把握するために、2012年に全国私立大学教職課程研究連絡協議会加盟校368校382キャンパスを対象にアンケート調査を実施している<sup>16)</sup>。

これによると、8割の大学が「教職センターは必要である」としているが、「教職課程専門組織・機関がある」若しくは「その他の免許・資格も含めた機関がある」とした大学は44%に留まっており、56%が「ない」としている。

また、教員養成に関わる業務で課題と考えている事項については、「教職課程担当人員の不足とそれに伴う多忙さ」が最上位に挙がり、次いで、「教員養成、教員採用の専門組織が存在しない」、「採用指導などの支援が不十分」、「採用を視野に入れた教育が困難」等が続いている。また、「教職課程専門組織・機関」が設置されていても、教職センターの位置づけが確立されていないことや教職課程運営組織(委員会等)との業務分担があいまいである等の回答が見られる。

更に、教職課程の運営に関わる様々な業務の担い手は「教職センター」のほか「キャリア支援センター」「学生サポートセンター教職指導室」「教務課窓口」「教職研究センター」等、各大学の実情によって多岐にわたっていることが分かる。

##### 2. 各大学の「教職センター」が果たしている機能

「教職センター」については、大学の規模や教職課程履修学生の多寡に関わらず、同様の取組が必要であると考えられることから、次の(1)～(5)の観点で参考となる大学を選び、

関係大学のホームページ閲覧や関係者へのインタビュー等により情報を得た。

- (1) スポーツ系学部・学科を設置し、中・高保健体育免許状を取得できる大学  
中京大学 大阪体育大学 東海大学
- (2) 中・高教員免許状に加えて、保育士養成課程・幼稚園教諭養成課程を設置する大学  
浜松学院大学 広島文教大学
- (3) 他大学との提携により「小学校教員養成特別プログラム」を実施する大学  
大阪体育大学 立命館大学
- (4) 教員採用選考試験で毎年多くの合格者を出している大学  
立命館大学 大阪体育大学 愛知大学 帝京大学 玉川大学
- (5) 大学として教員養成に力をいれている大学

愛知大学 帝京大学 玉川大学

なお、それぞれの大学の教職センターの名称、設置学部、取得できる主な資格は、次のとおりである。

帝京大学(教職センター)教育学部ほか9学部

幼稚園一種、小学校一種、中学校一種、高等学校一種、特別支援学校一種、保育士等

東海大学(課程資格教育センター)体育学部ほか18学部

中学校一種、高等学校一種

玉川大学(教職リサーチセンター)教育学部ほか7学部

幼稚園一種、小学校一種、中学校一種、高等学校一種、保育士等

立命館大学(教職支援センター)スポーツ健康科学部ほか15学部

小学校一種、中学校一種、高等学校一種、特別支援学校一種

中京大学(教職センター)スポーツ科学部ほか9学部

中学校一種、高等学校一種、小学校二種

愛知大学(教職課程センター)経営学部ほか7学部

<sup>16)</sup> 鈴木賀映子 (2013) pp.135 ~ 139

中学校一種、高等学校一種  
 浜松学院大学（教職センター）現代コミュニケーション学部  
 中学校一種、高等学校一種（英語）、特別支援学校一種  
 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状  
 大阪体育大学（教職支援センター）体育学部 教育学部  
 小学校一種、中学校一種、高等学校一種（保健体育）、特別支援学校一種  
 広島文教大学（教職センター）教育学部 人間科学部  
 中学校一種、高等学校一種、幼稚園一種、栄養教諭、保育士

各大学の「教職センター」が果たしている機能は、便宜的に領域別に分けて整理すると次のとおりである。

(1) 教職課程の履修指導に関する業務

ア 教職課程ガイダンス

- ・1年生・2年生・3年生等にガイダンスを行なう（玉川大・立命館大・中京大・広島文教大）。
- ・保育士養成課程履修ガイダンスを行なう（広島文教大）。

イ「教育実習」の履修指導

科目「事前事後指導」において行なわれることになっているが、それに加えて、教職センターが行なっている指導には次のようなものがある。

- ・教育実習マナー研修を行なっている。また、教育実習報告会を行なっている（中京大）。
- ・教育実習に関する指導を行なう（大阪体育大）。
- ・教育実習に関すること、教科や領域の指導、学習指導案の書き方など授業づくりに関すること（帝京大）。
- ・教育実習内諾ガイダンス、教育実習直前ガイダンス、保育実習内諾ガイダンス、保育実習直前ガイダンスを行なう（広島文教大）。
- ・実習内諾依頼に出掛ける学生の面談指

導を行う（浜松学院大）。

- ・模擬授業の指導を希望する学生に対応する（浜松学院大）。

ウ 教育実習校との連絡・調整、教育実習受入れの依頼、訪問指導 等

- ・実習校の調整（母校が廃校となった学生の実習校の調整等）（浜松学院大）。
- ・実習の巡回訪問指導  
 教職センター所属教員全員に加えて、学科の教員も全員訪問指導を行う。  
 更に、非常勤教員（元小学校長）が訪問指導をしている（浜松学院大）。

エ「介護等体験実習」の履修指導

- ・事前指導、特別支援学校・福祉施設等との連絡・調整を行なう（大阪体育大）。
- ・介護等体験概要・手続きガイダンス、特別支援学校直前ガイダンス、社会福祉施設直前ガイダンスを行なう（広島文教大）。

オ「小学校教員養成特別プログラム」の履修指導、先方大学との連絡・調整

- ・提携先大学との連絡・調整、履修学生の選考・推薦、履修指導等を行なう（大阪体育大・立命館大）。

カ 冊子の作成・配布

- ・『教職への途ガイドブック』に試験の動向、合格した先輩の報告等を掲載して配布（愛知大）。

キ 教職履修カルテに関すること

- ・指導している（帝京大）。

ク 教職課程全般に関する履修相談

- ・行なっている（立命館大）。

(2) 教員採用選考試験の受験指導に関する業務

ア 教員採用選考試験のガイダンス・相談対応

- ・全国の教員採用選考試験に関する受験相談、教員採用選考試験対策に関する相談（帝京大）。
- ・教員採用選考試験に関する情報提供、資料提供（帝京大）。
- ・2年生教員採用選考試験支援ガイダンス、3年生教員採用選考試験支援ガイ

- ダンス (中京大)。
- ・ 教員採用試験等に関する1・2回生対象のガイダンス。教員採用試験とその準備などに関する3回生対象の教員採用試験対策ガイダンス (立命館大)。
  - ・ 採用試験担当者を招いて、募集要項が作成された4月～5月に実施 (立命館大)。
  - ・ 教員採用試験直前ガイダンス (立命館大)。
  - ・ 教員採用試験等の学内説明会の計画や実施 (大阪体育大)
- イ 出願書類作成指導
- ・ 出願書類等の添削 (帝京大)。
  - ・ 教員採用試験受験予定者を対象とした願書記入説明会 (立命館大)。
  - ・ 願書作成に関する指導助言(浜松学院大)。
- ウ 模擬試験 (記述式) の実施
- ・ 模擬試験 (1～3年次) を実施 (玉川大)。
  - ・ 模擬試験を実施 (帝京大)。
  - ・ 大学が独自に作成した問題で実施/教員OBがレポート添削指導等 (愛知大)。
  - ・ 勉強成果の確認と次へのステップのために、全国の教員採用試験に準拠した学内模擬試験を12月、3月、4月の年3回実施 (立命館大)。
  - ・ 全国公開模擬試験および解答説明会の実施 (大阪体育大)。
  - ・ 教員採用・保育士試験模擬試験 (広島文教大)。
- エ 教員採用選考試験対策講座の開催
- ・ 模擬授業、論作文、面接対策支援等の教員採用試験対策支援 (玉川大)。
  - ・ 小論文や面接に関する指導及び添削 (帝京大)。
  - ・ 一般教養、教職教養、専門教養、論作文、面接などの教員採用選考試験にかかわる指導を実施。1次試験合格者に、2次試験対策講座も実施 (帝京大)。
  - ・ 自主学習グループを作り、筆記試験や面接試験の対策・模擬授業の練習などを行い、グループ内で互いに切磋琢磨して学習。グループごとに指導教員が指導に当たる (帝京大)。
  - ・ 教員採用選考試験対策講座 (基礎) (応用・直前) (中京大)。
  - ・ 名古屋市教員採用試験対策 (1次・2次) やその他自治体向け教員採用試験対策 (1次・2次) ではOB・OG教員を招き1日かけて面接対策と実技対策を行う。面接指導だけでなく場面指導・模擬授業を行うグループ指導会など。短期集中型で行われるものもあり、在学生だけでなく卒業生の方も参加することが可能 (中京大)。
  - ・ 2次試験対策を1年前から実施。OB教員による指導 (愛知大)。
  - ・ 集団面接、集団討論、場面指導等の指導 (中京大)。
  - ・ 面接・実技講習会 (中京大)。
  - ・ 自己分析、小論文個別添削指導 (中京大)。
  - ・ 面接・模擬授業等の指導・支援を実施。採用試験の直前となる3月以降8月まで継続的に実施 (立命館大)。
  - ・ 模擬面接 (集団・個人) や模擬授業等の指導 (大阪体育大)。
  - ・ 教員採用選考試験受験対策講座やガイダンスの企画・運営・実施 (大阪体育大)。
  - ・ 教員志望者が自主的に参加できる講座を年間とおして開講 (大阪体育大)。
  - ・ 春季休業中セミナー (自由参加：学習指導要領のポイント、面接のポイント、デッサンやピアノ演習等19講座) (広島文教大)。
  - ・ 保育士・幼稚園教諭のための対策セミナー (授業中は空き時間、夏期休業中は特別講座：「グループワーク」「個人・集団面接」「理科セミナー」「数学セミナー」「音楽セミナー」など) (広島文教大)。
  - ・ 2次試験対策セミナー「模擬授業」「個人・集団面接」「集団討論」「音楽実技」「体育実技」など (広島文教大)。

- ・一般教養（SPI）、2月・3月に、教員が対策講座を開くほか、東京アカデミーにも依頼して対策講座を実施している。面接練習を行なう（浜松学院大）。
  - オ 教員採用選考試験（大学推薦枠）に係る事務
    - ・推薦文を作成する。複数の希望者がいる場合、選考を行う（浜松学院大）。
  - カ 免許状申請、講師登録・講師任用
    - ・免許状申請支援（玉川大）。
    - ・免許状申請手続きのガイダンス（大阪体育大）。
    - ・教員免許状申請ガイダンス、保育士登録ガイダンスを行なう（広島文教大）。
    - ・採用前セミナー（教職生活をスタートできるように支援するセミナー：大学作成の「学級・教科経営ハンドブック」を活用し、学級開き、学級づくり、教室環境の整備、授業づくり、保護者や教職員との連携などについて具体的に学ぶ）（広島文教大）。
    - ・教員採用に関する支援（大阪体育大）。
  - キ 卒業生との連携
    - ・先輩教師に学ぶ会を毎月開催している（愛知大）。
    - ・在学生・OB現職教員・教職経験者による研修交流会を年1回開催している（愛知大）。
    - ・教員採用試験合格者体験談（帝京大）。
- (3) 現職教員の資質向上に関する業務
- ・教員免許状更新講習の企画・実施（玉川大・愛知大・大阪体育大・広島文教大）。
  - ・幼稚園教諭対象の更新講習の企画・運営、講師の選定、修了認定試験の実施（浜松学院大）。
  - ・「特別支援教諭認定講習」（二種免許状取得）1日4～5コマの授業を2週間行う（浜松学院大）。
  - ・現職教員のための研修を企画・実施（愛知大）。
- (4) 教職センター教員の資質向上、研究推進に関する業務
- ア FD・SDへの取組
    - ・教職課程FD・SD研修の企画・実施（玉川大）。
  - イ 『研究紀要』等の発行
    - ・『研究紀要』の発行（浜松学院大）。
    - ・紀要・年報等の発行（玉川大）。
    - ・年報を発行（名古屋学院大学）。
- (5) カリキュラム開発
- ・教職課程のカリキュラムの検討を行なう（浜松学院大）。
  - ・保育士養成課程・幼稚園教諭養成課程・小学校教諭養成課程に係る企画・運営に加えて、調査・研究を行なう（浜松学院大）。
  - ・学務課との連携による教職課程カリキュラムの検討（玉川大学）。
  - ・シラバス点検（玉川大学）。
- (6) 卒業生への支援に関する業務
- ・卒業生を対象とした「教職・採用試験などの相談」を隔週土曜日午後行なっている（立命館大）。
  - ・個別相談にのり、学習会や講習会を開催している（中京大）。個別相談を行なっている（帝京大）。
  - ・卒業生教員ネットワークがあり、OBが現役を指導、OB先輩教員が新規採用教員を指導（中京大）。
  - ・卒業生の教職課程履修、講師等就職相談（玉川大）。
- (7) 各種データ・情報の収集・提供に関する業務
- ・教職や採用試験に関する各種の資料・図書がそろっており、情報の宝庫となっている（立命館大）。
  - ・採用試験や制度改正等に関する資料の保管（浜松学院大）。
- (8) 県・市教育委員会との連携
- ・採用試験担当者を招いて、募集要項が作成された4月～5月に実施（立命館大）。
  - ・教育委員会、地域教育機関及び教育現場との連携協力に関すること（大阪体育大）。

- ・教員採用試験説明会（各県教育委員会担当者による説明：目指す教育、求める人材像、教員採用試験の近況など）を行なう（広島文教大）。

(9) 小・中・高等学校等との連絡調整

- ・学校と連携して、教員と学生が学校を訪問し、専門性の高い授業を実施。学生は生徒をサポートしている（中京大）。
- ・「教員養成協力校（13校：小学校5校、中学校2校、特別支援学校6校）」を協力校とし、各種取組の連絡・調整を行なう。（浜松学院大）

(例)・教育ボランティア、観察体験、卒業研究等で世話になる。

- ・1年生全員が基礎ゼミナールにおいて、4か所見学し、コース選択に生かしている。
- ・教職体験（2年又は3年において、2日間実施）
- ・授業の中で学習支援（例 水泳指導）を行う（TA）。
- ・放課後の宿題支援事業を行う。
- ・コミュニティスクールに参画している。

(10) 学校インターンシップ、各種ボランティアの参加に関する業務

- ・行なっている（立命館大・愛知大）。
- ・学習支援・部活動支援ボランティアを行なっている（中京大）。
- ・学校ボランティア・インターンシップ等（玉川大）。

(11) 教職委員会の運営

- ・リサーチセンター長が教職委員会委員長を兼ね、教職委員会を運営する（玉川大学）。
- ・教職課程担当者連絡会の開催（玉川大学）。

3. 教職センターの施設・設備

- ・教職を目指す学生が集う場の提供（浜松学院大）。
- ・模擬授業教室・集団面接室・個人面接室がある（大体大）。

- ・教職センター室があり、教職や採用試験に関する各種の資料・図書がそろっており、情報の宝庫となっている（立命館大）。
- ・教職実践演習室（電子黒板、可動式机・椅子：模擬授業、グループワーク）教職資料室（教科書、指導書、過去問題集、先輩の指導案）（広島文教大）。
- ・自主学习グループ登録した学生に教室を貸与。集団討論、模擬授業等に使用。電子黒板使用可（帝京大）。

4. 人的配置

- ・教科に関する科目担当教員・教職に関する科目担当教員・事務職員のほか、小・中・高等学校長経験者・教育行政経験者等を置き、教育実習校の調整・各種相談業務・教職教養講座等を担当している。（玉川大学・立命館大学・城西大学・浜松学院大学）

V. 本学における教職センターの基本構想

1. 「教職センター」設置の目的

本学に設置する「教職センター」の目的及び保育士養成課程との関係は次のとおりである。

(1) 「教職センター」設置の目的

ア 教員養成の質保証に向けた教職課程の全学体制による運営を実現する。

教職課程の認定を受ける主体である大学の責任において、大学運営全体を通して教員養成の質保証が求められていることを十分に認識し、教職教養や教科の専門性に係る知識・技能の修得等を保証するよう最大限の努力をする。

イ 教職課程を適切に運営する。

ウ 教職課程に関する調査・研究を行ない、絶えず養成する教員の資質向上に努める。

エ 学生・卒業生の教員免許状取得を支援するとともに、関係地域の現職教員の資質向上に向けて研修機会を提供する。

(2) 「教職センター」と保育士養成課程

「教職センター」は、本学における教員養成に係る統括的組織であり、教員養成の

質保証の観点から教職課程の運営や就職支援等の責任ある体制を整えることを第一義的な目的としている。

本学が構想している中等教育（中学校・高等学校）を担う教員養成を目的とする教職課程と、保育所など児童福祉施設において、こどもの保育を担う保育士養成課程は各々固有の業務や課題を持っている。一方、全国的には保育士・幼稚園教諭養成の長い実績を持つ大学の中には、保育士養成に係る業務も教職センターが担っている大学もあることや幼保一体化の動きにも留意する必要がある。

本学の「教職センター」が保育士養成課程に係る業務を包括していく場合には、本学の幼児教育分野の将来構想、保育士養成課程が教職センターにおいて果たす機能、人的配置、他大学の取組の現状と課題等の観点から多面的・多角的に検討し、その在り方や実施時期を今後継続して検討することが必要である。

こうしたことから、「教職センター」を、まずもって、教職課程（中高保健体育一種免許状取得）に係る機能を果たす機関として発足させ、その後、他の課程が設置された場合は、その業務も所管事項としていくなど、段階を追って機能を追加していくことが望ましい。

以下、「教職センター」は、中学校・高等学校一種（保健体育）免許状取得をねらいとする教員養成課程を統括するものとして、その機能や人的配置等を検討する。

## 2. 「教職センター」の基本的な機能

河崎らは、全国の保育士・教員養成課程をもつ249大学を対象に教職センターの機能・支援に関する質問票調査を実施した。その結果によると、私立大学の多くは、学生の履修指導や教員採用試験対策、さらには、教育ボランティアなどの学生に対する支援や指導を主な業務とし、国立大学は、教職に関する調査・研究、近隣地区学校教職員や卒業生との共同

研究及び研究支援に力を入れていることが分かった<sup>17)</sup>。

地方の私立大学として、学生への支援に力を入れるとともに、大学が持つ様々な教育資源（教員・施設・設備等）を生かして、近隣地区の学校教職員や卒業生の研修・研究を支援することは極めて重要なことである。

IVの2他大学における「教職センター」の設置及び運用状況を参考にして、本学の「教職センター」の機能を整理すると、「A 教職課程の企画・実施に関すること」「B 学生の学習支援及びキャリア支援に関すること」「C 地域・関係機関との連携及び地域貢献に関すること」「D 教職員の研修・研究支援に関すること」の4本の柱にまとめることができる。

### A 教職課程の企画・実施に関すること

#### (1) 教職課程の企画・運營業務の統括

ア 「学務課」・「教職委員会」との協働による教職課程の運営

イ 教職課程のカリキュラム開発

①カリキュラムの自己点検、自己評価、自己改善

②教務部と連携したシラバスの点検

ウ 自己評価（内部評価）システムの構築及び外部評価（第三者評価）への対応

①自己評価（内部評価）システムを構築する。

②予想される外部評価に対応できるよう、カリキュラム開発、学生による授業評価、授業改善の取組、教員採用実績等のデータを正確に保存・管理する。在学生及び卒業生の教員等就職状況の把握に努める。

③教員養成の理念、構想、実績等の開示

エ 教職課程の認定申請等に関する事務

#### (2) 国・県等の各種教育施策の動向、他大学の教員養成への取組等に係る情報収集・資料整理・活用

ア 全国私立大学教職課程研究連絡協議会等、各種団体主催による研究大会・情報

17) 河崎雅人ほか（2018）pp.71～82

交換会に参加し、関係書類・情報の保管、管理、活用に努める。

イ 他大学の教員養成への取組（カリキュラム開発、教職センターの運営等）に関する情報収集・活用に努める。

## B 学生の学修支援及びキャリア支援に関すること

(1) 教職課程の履修及び関連資格取得等に関する総合的なガイダンス

ア 4年間の総合的な教職課程履修支援プログラムの作成

イ 履修ガイダンス（入学時、2年進級時、3年進級時等）の実施

ウ 履修相談への対応

中高保健体育一種免許・特別支援学校教諭二種免許・健康運動実践指導者等の資格取得に関する情報提供等

(2) 教員採用選考試験受験に係る支援

ア 中高一種免許状取得見込者の教員採用試験に向けての対策

イ 小学校二種免許状取得見込者の教員採用試験に向けての対策

採用試験出願書類等の作成指導、面接・筆記試験対策講座開催、実技試験対策指導、場面指導・集団討論・小論文作成等の指導、模擬試験の実施 等

ウ 教員採用選考試験に係る図書資料の整備

エ 教員採用選考試験の実施内容等に関する情報収集・提供

(3) 教育実習に係る支援

ア 実習受け入れ依頼訪問に関する指導・助言

イ 模擬授業の実施、指導・助言

ウ 教育実習中の訪問指導

(4) 介護等体験実習に係る支援

ア 事前研修の企画・実施

イ 実習校や実習施設に関する事前学習の指導、確認

ウ 実習施設との直前打ち合わせ指導

エ 実習後の振り返り指導

(5) 「小学校教員養成特別プログラム」受講者に対する指導

ア 全般的な履修ガイダンス

イ 各科目の学修方法についての指導・助言

ウ レポート作成にあたっての指導・助言

エ 科目修得試験受験指導

オ 履修手続き、各種経費納入、単位修得状況の確認と指導

カ 教育実習校の選定及び内諾依頼指導

キ 教育実習に関する調査作成指導

ク 教育実習訪問指導及び報告書の作成

ケ 免許状申請指導

(6) 『履修カルテ』作成に関する指導

ア 『履修カルテ』作成の意義、記載方法等の指導

イ 『履修カルテ』を活用した指導

(7) 講師等を希望する学生への支援に係る指導・助言、関係機関との連絡・調整等

ア 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校常勤講師、非常勤講師等に就く場合

イ 私立小学校・中学校・高等学校の臨時講師等に就く場合

## C 地域・関係機関との連携及び地域貢献に関すること

(1) 小・中・高等学校や関係機関との連携・協力

ア 教育実習受け入れ先との連絡・調整

イ 学校インターンシップ、学校ボランティア、その他のボランティア受入れ機関との連絡・調整

① 受け入れ依頼

② 学生派遣要請への対応

③ 参加学生に対する指導

④ 学校インターンシップ、学校ボランティア等の単位取得に係る書類作成等

ウ 学生への周知、参加呼びかけ

学校インターンシップ、教育ボランティア活動等への参加を促す。



(2) 教育委員会との連携

静岡県教育委員会、関係市教育委員会との連携を密にし、次の目的を達成する。

- ア 静岡県教員育成協議会に参画し、本県における教員養成に貢献する。
- イ 静岡県教員育成協議会が示す教員育成指標を踏まえた教員養成に努める。
- ウ 現職教員の資質向上への取組に参画し、県内や隣接県の保健体育科教員の研修機関としての機能を果たす。
- エ 採用計画や求める教師像等について、適時適切に情報を入手し学生に提供する。

(3) 現職教員及び卒業生の学びの支援

- ア 「免許状更新講習」を企画・運営する。
- イ 現職教員のための研修プログラムを関係学科等と連携・協力して実施する。「SSU スポーツ・健康科学セミナー」の開催、各種公開講座開催はその好例である。
- ウ 既卒学生の教員免許状取得、教員採用選考試験受験を支援する。

D 教職員の研修・研究支援に関すること

(1) 教職員の研修・研究活動支援

ア 教職課程開設科目担当教員を対象としたFD研修を企画・実施する。

「教科に関する科目」を担当する教員に対し、教職課程の科目であることの意識づけを行なう。また、学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する等の研修を実施する。

イ 教職課程担当事務職員、関係部署職員を対象としたSD研修を企画・実施する。

『学習指導要領』改訂、教育職員免許法改正、中央教育審議会への諮問・答申等、国及び県市等の施策の動向を踏まえ、時宜を得た対応ができるよう、教職センター事務職員としての資質向上を図る。

ウ 『年報』等を発行し、「教職センター」の取組を記録するとともに、教員の研究を推進する。

3. 教職センターの人的配置

(1) 教員の配置及び業務分担

次のような教員、校長経験者等の配置に努める。

それぞれの業務分担は、概ね①～⑥のとおりであるが、業務内容によっては（例 学生への総合的なガイダンス）、相互に連携・協力して学生のキャリア形成支援に努めることが望ましい。

ア 教職委員会委員長・副委員長及び委員代表等

- ①教職課程全般の企画・運営
- ②学生への総合的なガイダンス
- ③教職員の研修・研究活動支援
- ④他大学等の教員養成への取組、国・県等の各種教育施策等の情報収集及び活用
- ⑤教育委員会との連携
- ⑥現職教員の資質向上のための研修機会提供

イ 小・中・高等学校長等経験者、教育行政経験者等

- ①小・中・高等学校等や関係機関との連携協力を必要とする業務(教育実習先との調整、学校インターンシップ、学校ボランティア等)
- ②教育委員会との連携
- ③学生への個別の支援が必要である業務(採用試験対策・教育実習事前準備・介護等体験実習事前準備等)
- ④講師等を希望する学生への就職支援
- ⑤卒業生の資格取得・講師斡旋等の支援
- ⑥現職教員の資質向上のための研修機会提供

(2) 事務職員の配置

事務職員の充実が極めて重要である。具体的には、次の事項に十分に留意する必要がある。

ア 専門職の養成・配置

国の施策や中央教育審議会等の審議の動向、教育職員免許法及び関連法規等に精通し、教職課程事務に優れた力量を持つ事務職員の養成及び配置が必要である。

イ 複数の正規事務職員の配置

上記の業務を適切かつ遅滞なく遂行していくためには、複数の正規事務職員の配置が不可欠である。複数の正規事務職員を配置することにより、定期人事異動や予期しない異動等に伴い著しく事務が停滞する等のトラブルに対応できることに十分留意したい。

また、当分の間、学部改組、新たな教職課程の設置認定申請、保育士養成課程の適切な運用、他大学との連携事業等に係る事務等、学務課及び教職センターの事務量増加が見込まれることから、学務課教職課程事務担当職員・同保育士養成課程事務担当職員の増員等、適正な配置に努める必要がある。その際、学務課教職課程事務担当職員や企画調整室教職担当事務職員が「教職センター」担当事務職員を兼務する等の連携の在り方を早急に検討することが望ましい。

ウ 積極的な情報収集及び関係課間との連携

全国私立大学教職課程協会主催の研究大会や東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇談会等に積極的に参加するなどして、情報収集を心がける必要がある。また、教職課程の適正な運営及び学生支援のために、「教職センター」は「学務課」「学長室」「入試課」「キャリア支援課」等との連携を密にしたい。

4. 教職センターの施設・設備

(1) 教職センターとしての機能を果たすことができる部屋

教職員の執務、学生との面談、学生の学修、各種資料の保管等に使用するため、一定の広さを確保したい。

(2) 机・イス

スタッフ用

学生用 (面談・グループワーク等に使用)

(3) 電話回線

(4) 書架

(5) 収納戸棚

(6) ホワイトボード

(7) PC・周辺機器 等

5. 「教職センター」運営に係る事項

(1) 教員養成等に係る委員会の在り方

今後、「中学校・高等学校教諭一種保健体育」に加えて、他の教科・校種等の教職課程が設置されるかは未定である。また、既設の養成課程としては、保育士養成課程がある。

「中学校・高等学校教諭一種」と「保育士」の資格は、カリキュラム、対象年齢、実習先との連携・協力、連絡・調整、実習に伴う関係機関・団体との連絡・調整、実習中の巡回指導の在り方、就職指導の在り方等の点で異なり、また、それぞれ固有の課題を有している。

このため、「中学校・高等学校教諭一種」と「保育士」の資格取得のためのカリキュラム企画・運営を同一の委員会において処理することは極めて困難かつ非効率であり、現実的でない。こうしたことから、現在は、「教職委員会」「保育士養成課程委員会」において、それぞれの業務を分担している。

なお、本学学生の卒業後の進路をみると、教職関連就職者の約半数が特別支援学校教員(講師を含む)となっている。また、近年、社会的要請を踏まえ、教員の専門性を確保するため、特別支援学校教員採用選考試験の受験資格を特別支援学校教員免許状を有する者(取得見込みの者を含む)とする設置者が増加傾向にあることから、本学の教職課程において、特別支援学校教員免許状の取得を可能とする体制を整備することは喫緊の課題であると考えられる。

以上を踏まえつつ、今後の委員会の在り方としては、次の二つとすることが望ましい。

一つは「中学校・高等学校教諭」養成課程のカリキュラムの企画・運営等を担う委員会(仮称「教職委員会」)、もう一つは、「保育士」養成課程のカリキュラムの企画・運営等を担う委員会(「保育士養成課程委員会」)である。

(2) 「教職委員会」と「教職センター」の連携・協力の在り方

(1)を踏まえ、「教職センター」は、教員養成の質向上を図るための全学的な組織であり、カリキュラムの企画・運営を統括するとともに、免許状取得を目指す学生を総合的に支援することが使命である。こうした使命を担う「教職センター」と「教職委員会」の在り方は、次のとおりである。

ア 「教職センター」は、Vの2に記載された教職センターの機能を統括する。

イ 「教職委員会」は「教職センター」と連携しつつ、教職課程の適切な運営に努める。

(3) 授業（開設科目）における指導と「教職センター」における個別の指導・助言

教員養成の質保証の観点から、学生に実践的な指導力を養成することが求められている。このため、授業（開設科目）における指導と「教職センター」における指導の連携・充実を図り、免許状の実質化に努めることが重要である。

例えば、学生は、「教育方法・技術」「事前事後指導」等の科目の授業において、授業を行う上で必要な知識・技能を修得するとともに、教育実習前に「教職センター」において、学習指導案の作成、模擬授業等の個別の支援を必要に応じて受けること等が考えられる。

## VI. 今後の課題

Vの「本学における教職センターの基本構想」において、教職センターが果たすべき機能や人的配置等を整理したが、ここでは、留意したい重要事項について、改めて触れる。

### 1. 教育理念の共有

公益財団法人大学基準協会高等教育のあり方研究会の教職課程における質保証・向上に

係る取組の調査研究部会では、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（2015）を踏まえて、学士課程における教員養成の現状を把握するとともに、質保証システムの基本的な在り方の方向性に道筋を付けるため、全国の国公立大学606校を対象とする大がかりな調査を実施した。

調査研究報告書（2018）の中で、学士課程における教員養成の質保証を実現するための課題を4点に整理している。その筆頭に挙げられているのが、教職課程の目的・目標、養成をめざす教員像、教育計画等についての担当教職員間の認識の共有化に関わる課題である。また、関連して、教職課程を担う教職員に対するFD・SDの脆弱性も課題の一つとして指摘されている<sup>18)</sup>。

本小論において繰り返し触れてきたように、教員養成の質保証が強く求められている。近年、わが国では、世界の教員養成の動向を踏まえ、6年間による教員養成（修士課程修了を教員免許状取得の原則とする）案が浮上するなど、真に情熱と力量を備えた教員養成に向けた真剣な議論がなされてきた経緯がある。教職課程設置認可を受ける大学として、質保証は避けて通ることのできない重要な課題である。

一方では、希望する学生には可能な限り教員免許状を取得させ、一般企業等への就職活動において有利に働くよう配慮したいとする考え方もある。個々の学生の将来的な陶冶性やキャリア支援には十分な配慮が必要であることはいうまでもないが、第一義的には、様々な課題に直面する教育現場と向き合う意欲と専門職としての確かな力量を備えた教員養成に努めることが望ましいといえる。

「静岡産業大学で養成された教員はさすがだ、是非採用したい」との評価を受けるようにするためには、養成する教員の質保証に向けた関係教職員の教育理念の共有と不断の努

<sup>18)</sup> 公益財団法人大学基準協会高等教育のあり方研究会・教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究部会(2018) pp.117～121

力が鍵になる。教職課程は教職センターのみで運営するものではない。教職課程の設置主体は、大学であり学部・学科であるから、教職課程に位置づけられた科目を担当する教員が「当事者意識」を共有することが何よりも重要である<sup>19)</sup>。

## 2. 「教職センター」及び教職委員会の適切な委員構成

教員養成は大学が組織的・計画的に行なうべきものであり、その社会的責務は極めて重い。「教職委員会」及び「教職センター」の委員選出に当たっては、「教科に関する科目」担当教員、「教職に関する科目」担当教員、事務職員が共に参画し連携することにより質の高い教員養成が行なわれることに十分留意することが必要である。

## 3. 教職課程の単位の実質化及び4年間の教職課程プログラムのマネジメント

社会のグローバル化、知識基盤社会等が進展する中で、我が国の学士課程教育の質的充実が喫緊の課題であることは周知の事実である。中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(2008)においても、国際社会の動向を踏まえつつ、「学士の水準の維持・向上のため、教育の中身の充実を図っていく必要」や「教育の質を保証するシステムの再構築が迫られる」状況に言及し、今後の我が国の学士課程教育が踏まえるべき3つの方針の明確化(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)が示されたところである<sup>20)</sup>。

一方、教員養成については、戦後、開放制のもと、教職課程の設置認可を受けた大学に委ねられているが、その質保証が叫ばれて久しいことを本小論の中で重ねて確認してきた。

中央教育審議会では、これまで国際社会の動向を踏まえながら、6年間をとおした教員

養成の必要性(修士課程修了を原則とすること)が議論となったが、就職活動や学生の学修に対する意識の低下等のため、教職課程を履修する学生の4年間の学修が、ともすれば3年間の学びとなる課題があり、教員養成学部ではない、一般学部の学生にその傾向がより強く窺われる。

V「本学における教職センターの基本構想」B(1)アにも記したように、「教職センター」、「教職委員会」では、4年間を充実した教員養成の期間とするため、常にカリキュラム開発に努めることが重要である。例えば、玉川大学は教師教育リサーチセンターを設置し、学生支援と教員の研究支援を行っている。そして、次のような4年一貫した教職課程支援プログラムを編成し、1年次より教員養成課程学生としての意識付けを行っている<sup>21)</sup>。

<1年次>教職の意義と基礎理論を学ぶ  
一日参観実習 等

<2年次>教科指導法の基礎を学ぶ。実践的指導力の基礎を学ぶ 模擬試験

<3年次>教職・教科の専門性と実践力を養う。教育現場に学ぶ。教育ボランティアへの参加。

<4年次>3年間の学習成果の確認と補完と総まとめ 教育実習 教育ボランティア

教育学部ではなく一般学部における教員養成であることを踏まえつつも、「教職センター」の機能を充実させ、4年間の教員養成プログラムの開発や地域の小・中・高等学校等との連携等をとおして、教員養成の質保証に努めていきたい。

## 4. 内部質保証への取組

大学基準協会が整理した、我が国大学・学士課程における教職課程の課題の1つに、内部質保証の取組が漸進的段階に留まっていることがある<sup>22)</sup>。

19) 嶋口裕基(2019)pp.45～52

20) 中央教育審議会答申(2008)p.1、pp.8～37

21) 玉川大学(2014)pp.83～86

22) (公財)大学基準協会 高等教育のあり方研究会・教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究部会(2018)pp.38～40

「第三者評価」による教職課程の点検・評価については、開放制、すなわち一般学部において行っている教員養成の多様性を踏まえた評価が適正に行われるかについての不安、評価に要する経費負担、事前準備の負担等様々な課題が指摘されている。一般社団法人全国私立大学教職課程協会教職課程質保証に関する特別委員会が実施した全国調査でも同様の不安が寄せられている<sup>23)</sup>。現実的で効果的な評価の在り方は、教職課程認定大学が自律的に行う質保証である。しかしながら、自己点検・評価システムを構築している大学は極めて少なく、同調査結果でも、「チェックリスト等の基準を策定して自己点検・評価している大学は約1割」であった<sup>24)</sup>。特に「免許状取得率が低い場合や中高のみの免許の課程認定を受けている場合などは、学部における教職課程の位置づけが十分に行われていない傾向があることも想定される」としている<sup>25)</sup>。

次代を担う子ども・若者を育成する教員を養成することの重要性に鑑み、教職センターとして、V「本学における教職センターの基本構想」A(1)ウで記したとおり、自己点検・評価・改善の不断の努力をしたい。

## VII. おわりに

2019年4月、学長より、教職研究・企画機構のタスクとして、設置予定の新学部に附置する「教職センター」の在り方について検討することが示された。2020年1月、本学における教職センターの在り方に関する基本構想を学長に提言したが、本稿の作成にあたり、その後の調査・検討や本学の動向を踏まえて加除修正を行った。

本小論の作成に当たっては、浅羽（機構長）が調査・情報収集して原案を作成し、浅羽・中西（メンバー）・佐藤（同）の3名で検討した。本稿の構成・内容・記述については、機構長である浅羽に責任があることを付記する。

2020年4月に教職センター長が発令され、

現在、教職センターの稼働に向けた準備が行われている。今後、本報告が活用され、教職課程が組織的・計画的に運営され、教職を目指す学生、大学近隣地区の教員等の学びを支援することができる教職センターとなることを強く願っている。

## <参考文献>

- 赤松伸一「2013年度教職課程認定大学実地視察調査報告（日本福祉大学）」『東海北陸教師教育研究』第29号 東海北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇話会 2015
- 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会教職課程質保証に関する特別委員会『私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書』2019
- 牛渡 淳「教職課程質保証の政策動向と課題」『東海北陸教師教育研究』第33号 2019
- 河崎 雅人ほか「教職センターの機能とその充実に関する調査報告」『帝京科学大学教育・教職研究』第3巻第2号 2018年3月 教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善の方策について」（第一次答申）1997年7月
- 公益財団法人大学基準協会高等教育のあり方研究会・教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究部会『平成29年度文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究報告書』2018
- 嶋口祐基「教職課程の運営・意思決定と大学内での位置づけ～名城大学教職センターの場合～」『東海北陸教師研究』第33号 2019
- 鈴木賀映子「教職センターの現状と課題」『帝京大学教育学部紀要』2013
- 田中 秀佳 教職課程認定大学実地視察を通じた大学の組織・経営の改善について『東海北陸教師教育研究』32号 東海北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇話会 2018
- 玉川大学「4年一貫した教師教育リサーチセ

23) (一社)全国私立大学教職課程協会教職課程質保証に関する特別委員会(2019)pp.13～14

24) 同(2019) p.6

25) (公財)大学基準協会 高等教育のあり方研究会・教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究部会(2018) pp.39～40

ンターにおける全学教職課程指導・支援体制」『私立大学の特色ある教職課程事例集』全国私立大学教職課程研究連絡協議会 2014

中央教育審議会『今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申)』2006年7月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm)

中央教育審議会『学士課程教育の構築に向けて』2008年12月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm)

中央教育審議会『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上策について (答申)』2012年8月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325092.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325092.htm)

中央教育審議会『これからの学校教育を担う教員の資質能力向の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)』2015年12月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会 「平成30年度教職課程認定大学等実地視察について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu/1420159.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu/1420159.htm)

矢澤 雅 「教職課程認定大学実地視察報告 (名古屋学院大学)」『東海北陸教師教育研究』第30号 東海北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇話会 2016

八尾坂 修 「教職課程における質保証の現在地—内部質保証基準の提案と教職課程評価の可能性—」『Synapse』2019・7 Vol.67